特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
/1 /	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施にかかる事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種にかかる事務において、特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施にかかる事務					
②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづき、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・予防接種対象者の選定 ・予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ・照会申請による予防接種履歴の照会 ・転入者、予診票紛失者への予診票再交付 ・・予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給					
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 [10万人以上30万人未満] 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満					
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム					
システム1						
①システムの名称	福祉総合システム(保健サブシステム)					
②システムの機能	・予防接種対象者の情報管理 ・予防接種実施に関する記録の作成、管理 ・予防接種の接種記録にもとづく予防接種済証等の交付 ・予防接種履歴等の照会対応					
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム					
②出のシフェノトの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム					
③他のシステムとの接続	[O] 宛名システム等 [O] 税務システム					
	[]その他 ()					
システム2~5						
システム2						
①システムの名称	団体内統合宛名システム					
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名システムにおいて各業務システムの宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。 2. 中間サーバ連携機能 各業務システムと中間サーバーとの連携を中継する機能(情報提供内容の登録、情報提供の求め、プレフィックス情報の取得)。 3. 符号取得機能 中間サーバー・住基ネットと連携して、処理通番や符号を取得する機能。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能。					
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム					
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム					
	[O] 宛名システム等 [O] 税務システム					
	[〇]その他 (中間サーバー)					

システム3						
①システムの名称	中間サーバー					
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび住基システムとの間で情報照会内容、情報提供等記録を生成し、管理する人の機能。 5. 情報提供等記録を生成し、管理する機能。 特定個人情報(連携対象)を囲水があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 「・データ送受信機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、行事報のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 セキュリティを管理するための機能。 10.システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。					
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム []					
システム6~10						
システム11~15						
システム16~20						

3. 特定個人情報ファイル名								
予防接種ファイル								
4. 個人番号の利用 ※								
法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表126の項 番号法別表第1の主務省令第67条の2								
5. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※							
①実施の有無	(1)実施の有無 (選択肢> (1)実施する (2)実施しない (3) 未定							
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項(第三欄が「市町村長」であって第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」を含む項) 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項							
6. 評価実施機関における	6. 評価実施機関における担当部署							
①部署	青梅市健康福祉部健康課予防係							
②所属長の役職名	のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ							
7. 他の評価実施機関								

ı

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル					
<選択肢>					
<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
青梅市内に住所を有する予防接種の対象となる者					
予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。					
<選択肢>					
 ・識別情報 [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [□]その他住民票関係情報 *業務関係情報 [□]国税関係情報 [□]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [□]医療保険関係情報 [□]児童福祉・子育で関係情報 [□]障害者福祉関係情報 [□]生活保護・社会福祉関係情報 [□]介護・高齢者福祉関係情報 [□]雇用・労働関係情報 [□]年金関係情報 [□]学校・教育関係情報 [□]学校・教育関係情報 [□]が書関係情報 [□]が書関係情報 [□]が書関係情報 [□]が書関係情報 [□]が書関係情報 [□]が書関係情報 [□]が書関係情報 [□]が書関係情報 [□]が表する関係情報 [□]が表する関係					
【識別番号】 (個人番号およびその他識別情報) 予防接種にかかる個人を正確に特定するため保有 【連絡先等情報】 (4情報、その他予防接種関係情報) 接種勧奨、未接種勧奨等の送付先の確認・更新等を行うために保有 【業務関係情報】 (予防接種関係情報) 接種履歴を把握し、適切な接種管理を行うために保有					
別添1を参照。					
令和3年3月					
青梅市健康福祉部健康課予防係					

3. 特定個人情報の入手・使用						
①入手元 ※		[〇]本人又は本人の代理人				
		[〇]評価実施機関内の他部署 (市民課)				
		[O]行政機関·独立行政法人等 (
		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (
		[]民間事業者 ()				
		[]その他()				
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ				
②入手方法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム				
		[〇]情報提供ネットワークシステム				
		[]その他()				
③使用目的 ※		予防接種事業対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を図るため				
	使用部署	青梅市健康福祉部健康課予防係				
④使用の主	使用者数	<選択肢>				
⑤使用方法		①接種履歴管理にかかる事務接種された予防接種情報を登録する。 ②問合せに関する事務問合せがあった場合に対象者を検索する。 ③予防接種証明書の発行にかかる事務予防接種履歴にもとづき、申請に応じて予防接種証明書の発行を行う。 ④接種勧奨にかかる事務接種履歴がない場合および必要な接種回数がない場合に、当該対象者にかかる情報を管理するとともに、未接種勧奨通知の作成および送付を行う。				
情報の突合		氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。				
⑥使用開始日		令和3年3月1日				

4. 特	定個人情報ファイルの							
委託の有無 ※		(選択肢>) (選択肢>) (数打技) (数打技) (数 () () () () () () () () () (
		(1)件						
委託事項1		福祉総合システム(保健サブシステム)の保守管理業務						
①委託内容		福祉総合システム(保健サブシステム)の保守・改修等の業務						
②委託先における取扱者数		<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上						
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社						
н	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑤再委託の許諾方法							
	⑥再委託事項							
委託事項2~5								
委託	事項6~10							
委託	事項11~15							
委託	事項16~20							

5. 特定個人情報の提供・ラ	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件						
提供·物料の有無	[] 行っていない						
提供先1	市区町村長						
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項						
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項に掲げる事務を処理するため						
③提供する情報	特措法による予防接種の実施に関する情報						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	青梅市内に住所を有する予防接種の対象となる者						
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線						
◎相# +:+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ []紙						
	[]その他 ()						
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて照会があった際に随時						
提供先2~5							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							
移転先1							
①法令上の根拠							
②移転先における用途							
③移転する情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲							
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()						
⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10	移転先6~10						
移転先11~15	移転先11~15						
移転先16~20							

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 💥

セキュリティカードおよび生体認証等にて入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管

7. 備考

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 予防接種ファイル

(基本情報)

- 1 宛名番号
- 2 氏名、カナ氏名、漢字氏名
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 世帯主情報
- 6 続柄
- 7 住民となった日
- 8 住所情報
- 9 住所を定めた日、届出日
- 10 住民登録削除に関する情報
- 11 住民区分
- 12 地区コード

(予防接種情報)

- 1 整理番号
- 2 予防接種名称
- 3 接種回数
- 4 ワクチンロット番号
- 5 接種日・予診日
- 6 実施場所
- 7 医療機関コード 8 備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

予防接種事務においては、紙による特定個人情報の取扱いを行わないが、個人情報についても次のと おり、厳格な管理を行っている。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 : 受付票の記載事項を必要最小限として個人情報の記載はおこなわず、受付に不必要な書類は受理し ない。システムの自動連携のみとしている。 リスクに対する措置の内容 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失を防止するための措置 : 受診票当の帳票類については、個人情報の漏えいおよび紛失を防止するため、個人番号を記載しな い。帳票は、入力および照合した後は、市の規定により定められた期間、施錠して保管する。 :健康管理システムを利用するためには、IDとパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以 外にアクセス権限を与えていない。 <選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法で入手が行われるリスク
- : 不適切な情報収集をしないよう職員に対する教育を行う。
- ・入手した特定個人情報が不正確であるリスク
- :受診票等の通知は、住民基本台帳から連携した情報を用いて健康管理システムで作成し、住民票上の住所地以外へは原則として送付しない。
- ・入手の際に特定個人情報が漏洩、紛失するリスク
- :受診票当の帳票類については、個人情報の漏えいおよび紛失を防止するため、個人番号を記載しない。帳票は、入力および照合した後は、市の規定により定められた期間、施錠して保管する。
- :健康管理システムを利用するためには、IDとパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以外にアクセス権限を与えていない。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

 リスクに対する措置の内容
 番号法第9条別表第一に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステム的に制御している。

 リスクへの対策は十分か
 (選択肢>

 1) 特に力を入れている
 2) 十分である

 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ューサ	デ認証の管理	[行っている]		選択肢> 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	・ユーザー(職員)I いよう対策を実施し		パスワードに	こよる認証を実施しており、ホ	権限を超えて不正に利用できな
その他の措置の内容)長が管理を行っており、定期 セス権限に対する対策も実施し
リスク	への対策は十分か	[+分·	である	1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報の使用における	その他のリスク及び	デそのリスクに対	tする措置		
4. 特	非定個人情報ファイル(の取扱いの委託				[]委託しない
リスク	: 委託先における不正	な使用等のリスク				
委託等報ファー規定	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定め [·]	ている	7	選択肢> 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・再の は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	か禁止 義務 理措置			
	規定の内容 発定の内容 発生による特定個人情 イルの適切な取扱いの	・目検知 ・複の ・複の ・複の ・複の ・複の ・資の ・資の ・資の ・資の ・ ・資の ・ ・資の ・ ・資の ・ ・ ・ ・	D禁止 義務 理措置 従業者の明確化	<i>;</i>	選択肢> 特に力を入れて行っている 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のリ	スク及びその	のリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移車	〒(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行	テわれるリス	スク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(多する措置	委託や情報:	提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその	の他のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバー・ソフトウエアでは、送達保証、再送制御、重複排除機能により高信頼性通信を実現する。 正当な機関同士の情報伝達のため、情報業務データへの署名付与・署名検証を行う。 伝送データの暗号化を実施し、通信路のセキュリティ対策が行われている。 データベースの暗号化機能より、物理的盗難、不正アクセスなどの情報漏えい対策を行う リスクに対する措置の内容 鍵管理機能によるソフトウェア鍵管理機能またはハードウェア鍵管理機能で管理しアクセス制御で保護 する。 不正行為を検知するため①情報提供等記録、②アクセスログ記録(特定個人情報を除く)、③データ ベースログの記録を保管する。 死活、障害、性能・リソース、セキュリティに関する各機能を監視している。 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバー・ソフトウエアでは、送達保証、再送制御、重複排除機能により高信頼性通信を実現する。 正当な機関同士の情報伝達のため、情報業務データへの署名付与・署名検証を行う。 伝送データの暗号化を実施し、通信路のセキュリティ対策が行われている。 データベースの暗号化機能より、物理的盗難、不正アクセスなどの情報漏えい対策を行う リスクに対する措置の内容 鍵管理機能によるソフトウェア鍵管理機能またはハードウェア鍵管理機能で管理しアクセス制御で保護 する。 不正行為を検知するため①情報提供等記録、②アクセスログ記録(特定個人情報を除く)、③データ ベースログの記録を保管する。 死活、障害、性能・リソース、セキュリティに関する各機能を監視している。 く選択肢> 十分である] 2) 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

- く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、インターネットから切り離された行政専用の閉域ネットワーク (LGWANネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・LGWANネットワークでは、ファイアウォールによる防御、通信経路の暗号化、不正アクセスの検知・監視を行い、漏えい・紛失のリスクに対応している。

7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

- ・特定個人情報が記載されている申請書類については、全て鍵付きのキャビネットまたは倉庫等に保管している。
- ・住民基本台帳ファイルは定期的にバックアップを取っている。 ・第三者から読み取りが不可能になるように専用ソフトまたは磁気記録消去装置等を使用して消去する。また、消去作業は市施設内で 行いデータの漏洩が無いようデータ消去作業中、消去結果は必ず監視、確認を行う。

8. 監査									
実施の有無		[〇]自己点検	[〇]内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ		いる 2) 十分に行っている				
	具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年実施することを義務付け、また秘密保持に関 する誓約書を提出させる。							
10. その他のリスク対策									

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111						
②請求方法	青梅市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。						
③法令による特別の手続	-						
④個人情報ファイル簿への 不記載等	-						
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
①連絡先	健康福祉部 健康課 予防係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111						
②対応方法	問合せがあった場合、問合せ内容と対応の経過について記録を残す。						

V 評価実施手続

Ⅴ 辞逥夫旭于祝							
1. 基礎項目評価							
①実施日	令和6年11月1日						
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)						
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】							
①方法							
②実施日・期間							
③主な意見の内容							
3. 第三者点検 【任意】							
①実施日							
②方法							
③結果							

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	基本情報 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	175 ET = 3 7/31 - 1/4 @ 120-7/3
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 43委託先名	日本電気株式会社	NECソリューションイノベータ株式会社	 事後	
令和6年5月27日	4個人版後の利用②法令上の 根拠	番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項	番号法第9条第1項 別表126の項	事後	
令和6年4月1日	6評価実施機関における担当 部署」①部署	青梅市健康福祉部健康課(新型コロナウイルス ワクチン接種担当兼務)	青梅市健康福祉部健康課予防係	事後	
令和6年4月1日	6評価実施機関における担当 部署」②所属長の職名	健康課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当主幹兼務)	健康課長	事後	
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-1-②事務の内容		・予防接種により健康被害が生じた場合の給付 金の支給	事後	
令和6年11月1日	I−5−②法令上の根拠	別表第2における情報照会および情報提供の 根拠 番号法第19条第8号 別表第2 115の2の項 番号法別表第2の主務省令第59条の2	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表153の項(第三欄が「市町村長」であって第四 欄に「新 型インフルエンザ等対策特別措置法による予防 接種の実施に関する情報」を含む項) 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表153の項	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-5-①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 115の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表153の項	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-5-②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2 115の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表153の項に掲げる事務を処理するため	事後	
令和6年11月1日	V-1-①実施日	令和3年2月26日	令和6年11月1日	事後	